

予算特別委員会（令和2年3月16日～3月26日）

吉田宣弘議員の質疑

障がい者と難病患者のテレワーク^(注1)推進について



（注1）テレワークとは？

テレ：離れた場所、ワーク：働くという意味の言葉を合わせた造語。遠隔勤務、在宅勤務などの意味もあります。情報技術を活用し、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方のこと。

（吉田議員） 公明党は平成28年の決算特別委員会の高橋雅成議員の質問において、通勤が困難な障がい者や難病患者などが就業しやすいテレワークを推進するよう要望しました。当時、福祉労働部長は、「会社等に通勤して就労することが困難な方々にとって、通勤の負担が軽減される在宅での就労への取り組みは非常に重要」



「雇用する会社側も障がい者用の駐車場やトイレなどのハード整備の軽減が図られメリットがある」とし、「難病患者の方や障がい者の雇用における在宅就労の普及に努めてまいり」と答弁しました。まず、テレワークを活用した雇用のメリットは何ですか。就労する側、雇用する側の双方についてお尋ねします。

（新雇用開発課長） 障がいのある方や難病患者の方の中には、通勤時の心身への負担が大きいことや、他者とコミュニケーションをとって仕事をするのが難しいこと等の理由により、働く意欲や能力があっても就職できない人がいます。

一方、企業にとっては、障がいに応じた職場環境の整備にコストがかかることや、障がいのある方が職場になじめるかどうか不安があること等の理由により、障がい者雇用が十分に進んでいない状況があります。

このような中、テレワークは、障がいのある方や難病患者の方にとっても、適性や能力に応じて働くことができ、就業の機会を大きく広げると考えます。

また、企業にとっても、在宅勤務という形で雇用することができ、人材確保やコストの軽減という点で大きなメリットがあります。

(吉田議員) 双方にとってメリットがあることが分かります。

そこで、福岡県の障がい者の雇用数や雇用率は年々増加していると聞かすが、その状況について伺います。

(新雇用開発課長) 令和元年6月1日現在、本県の民間企業における雇用障がい者数は、17,842人と過去最高を更新しています。

また、障がい者雇用率は、2.12%と年々上昇しており、法定雇用率2.2%には達していないものの、全国平均の2.11%は上回っています。

(吉田議員) 通勤が困難だったり、苦痛を伴ったりする障がい者や難病患者の就労のため、テレワークを促進することが不可欠。今後、障がい者の雇用数を増やすためにもテレワークの普及が必要と考えますが見解をお聞かせ下さい。

(新雇用開発課長) 県では、これまで、県内13か所の障がい者就業・生活支援センターにおける就業及び生活面での一体的できめ細かな支援のほか、特別支援学校の生徒が日ごろ学習している知識や技能を企業の人事担当者に披露する「技能見学会」等を実施し、障がい者雇用の推進に努めてきました。

障がい者雇用率は2.12%と過去最高を更新しているが、法定雇用率は達成していない状況です。

このため、これまでの取り組みに加え、企業・障がいのある方の双方にメリットがあるテレワークを促進することは、障がい者雇用の拡大に大いに有効だと考えています。

(吉田議員) テレワークを推進するためのこれまでの県の取り組みはどうだったのかお尋ねします。

(新雇用開発課長) 県では、昨年度、有識者からなる検討会議を設置し、企業が障がいのある方によるテレワークを導入するに当たって必要となる、検討段階から、採用、定着までの、一連の対応について、具体的な留意点や事例などをまとめた報告書を作成しました。

さらに、今年度は、この報告書を活用し、県内企業での導入事例をつくるためのモデル事業を4社で実施するとともに、啓発セミナーを3会場で開催したところです。

モデル事業では、現在、新たに7名がテレワークで働くとともに、啓発セ

セミナーでは、合計で 277 名の参加がある等、企業の関心が高まってきているところです。

(吉田議員) メリットが多いテレワークですが、企業の取り組みが進まないのは何故か。課題は何かお聞きします。

(新雇用開発課長) テレワークによる障がい者雇用を進める上で、企業にとっては、情報通信システムの整備やテレワークに適した業務の切り出し、テレワークに対応した就業規則の見直しといった就業環境の整備や、障がいのある方の特性に合わせた体調管理などが課題です。

(吉田議員) 課題を解決するための今後の取り組みについてお尋ねします。

(新雇用開発課長) 課題の解決のため、県では、テレワークに新たに組み込む企業10社程度が低額で利用できる、障がい者向けの共同利用型オフィスを開設したいと考えています。

施設を利用する企業に対して、コーディネーターが、テレワークに適した業務の「切り出し」について助言を行うほか、業務のマニュアル化や資料の電子化等を提案していきます。

さらに施設に支援員を常駐させ、障がいのある方に対して、その障がいの特性に応じたきめ細かな支援を行っていきます。

この共同利用型オフィス利用後は、在宅テレワーク等による雇用につなげたいと考えています。

加えて、啓発セミナーを引き続き開催するとともに、今年度実施している在宅型のテレワークモデル事業における雇用の実例を報告書にまとめ、企業向けに周知・啓発を行ってまいります。

(吉田議員) 障がい者雇用率という形で障がい者への取り組みは評価されるが、難病患者についても同様の取り組みが必要であり、「共同利用型オフィス」いわゆる「コワーキングスペース」を活用する障がい者雇用導入支援事業の対象に難病患者も含めるか否か伺います。

(新雇用開発課長) 障がい者向けの共同利用型オフィス、いわゆるコワーキングスペースを活用した新たな事業の対象として、難病患者の方についても受け入れたいと考えています。

(吉田議員) 障がい者と難病患者のテレワーク推進について部長の決意をお聞きします。

(福祉労働部長) テレワークという働き方は、障がいのある方や難病患者の方にとって、時間や場所にとらわれずに働ける可能性からいうと、大きな可能性を持っている働き方だと考えています。

しかしながら、その働き方が企業に広がっているかというと、まだまだ、そこまでは至っていませんし、県内でもやっとモデル事業という形で、7名がテレワークを始めています。来年はコワーキングという別の形で広げていきたいという意味では、緒に就いたばかりという状況だと思えます。

このため、今年度のモデル事業や、来年度取り組む予定の障がい者向けの共同利用型オフィスを活用して、その成果を県内外の企業に広げられるモデルとなるように、障がいのある方や難病患者の方の雇用の場を広げていきたいと考えています。